

## 玉野商工会議所 玉野マリン共済制度規約

### (目 的)

第1条 この制度は、玉野商工会議所の会員及び従業員（家族従業員を含む）のあらゆる死亡と不慮の事故による傷害並びに入院に対する相互扶助の保障制度を確立することにより会員事業所の福利の増進を図ることを目的とする。

### (制度の運営)

第2条 この制度は玉野商工会議所（以下「商工会議所」という）と、アクサ生命保険株式会社との間に締結した福祉団体定期保険（入院給付金付災害割増特約・ガン死亡特約付）契約によって運営されるものとする。

### (制度の発足)

第3条 この制度は、平成20年10月1日から発足するものとする。

### (契約期間)

第4条 この制度の契約期間は、毎年10月1日より翌年の9月31日の1年間（以下保険期間という）とし毎年自動的に契約が更新される。

### (保障の種類)

第5条 この制度の保障は次の8種類とする。

- (1) 病気死亡保険金
- (2) 災害死亡保険金
- (3) 災害高度障害保険金＋災害高度障害保険金
- (4) 高度障害保険金
- (5) 災害入院給付金
- (6) ガン入院一時金
- (7) 6大生活習慣病入院一時金
- (8) ガン先進医療一時金

### (加入資格)

第6条 この制度の加入資格は、商工会議所の会員及びその従業員（家族従業員を含む）で、14歳6ヶ月超70歳6ヶ月までの方とする。

ただし、健康で正常に勤務（勤務状態を確認する必要がある）または就業している者に限るとし、過去1カ年間に病気やけがで手術を受けたこと、または継続して2週間以上の入院をしたことがあるもしくは、病気やけがで2

週間以上にわたり、医師の治療・投薬を受けたことがある方は加入できない。  
また事業所および加入しようとする者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業  
その他の反社会的勢力に該当する場合や反社会的勢力に関与している場合は  
加入できない。

(加入の時期と加入の手続)

第7条 加入の時期は、毎月1日とし、各前々月末日までに所定の加入申込書により、  
商工会議所に申し込む。

(1) 初回掛金は商工会議所が定める方法により所定の払込期日までに納付する  
こと。

(2) 新規加入者の初回掛金が所定の払込期日までに払込まれない場合は申込取  
消として処理することがある。

(口数の増加)

第8条 加入者は、毎月口数を増やすことができる。但し、第6条の各条件に該当す  
る者に限る。

(脱退と脱退手続)

第9条 加入者がつぎの1つに該当したときは、翌月末日をもって脱退するものとす  
る。

(1) 加入者が退職又は死亡したとき。

(2) 加入事業所が商工会議所の会員でなくなったとき。

(3) 所定の脱退届けにより脱退の申出があったとき。

(4) 加入者が更新月(10月1日)時点において70歳7ヶ月に達したときは、  
制度から脱退するものとする。

(申込取消と失効)

第10条

(1) 初回掛金の振替ができなかった場合、翌月に2カ月分の振替をするが2カ  
月連続して振替ができなかった場合は、申込取消とみなす。

(2) 加入後掛金の振替ができなかった場合、翌月に2カ月の振替をするが、2  
カ月連続して振替ができなかった場合は、最後に振替られた月の翌月末日を  
もって脱退となり以降の保障はなくなるものとする。

(加入口数及び掛金)

第 11 条 加入者 1 人につき最高 8 口まで加入できる。但し、55 才 7 ヶ月～70 才 6 ヶ月までの方は 4 口まで 51 才 7 ヶ月～55 才 6 ヶ月までの方は 5 口までなお、危険業種である加入者については、別に定める規定に依る。

(1) 掛金額は毎年の更新日における加入状況に応じて委託生命保険会社が、算出する保険料に基づき決定される。

(2) 加入事業所は、所定の払込期日までに掛金の払込みがないときは、特別の事由がない限り払込日の属する月の末日をもって脱退されたものとして処理する。

(配当金)

第 12 条 保険期間ごとに収支計算が行なわれ、剰余金が生じた場合は主務官庁の認可を得た方法により配当金として、掛金負担額に応じた額が還付される。尚、配当金はその年の更新日（10 月 1 日現在）に加入している者に支払うものとする。

(死亡保険金)

第 13 条 加入者が加入日以後に死亡したときは、死亡保険金が支払われる。

(災害死亡保険金)

第 14 条 加入者が加入日以後に不慮の事故により死亡したときは、災害死亡保険金が支払われる。

(高度障害保険金・災害高度障害保険金)

第 15 条 加入者が加入日以後発生した不慮の事故により高度障害に該当した場合は高度障害保険金＋災害高度障害保険金が支払われる。

(高度障害保険金)

第 16 条 加入者が加入日以後発生した傷害または疾病により別に定める高度障害状態のいずれかに該当した場合高度障害保険金が支払われる。

(災害入金給付金)

第 17 条

- (1) 加入者が不慮の事故を直接の原因として、その事故の日から 60 日以内に、日本における病院または診療所に入院をした場合には、入院 1 日以上に限り 1 日につき所定の入院給付金が支払われる。  
但し、入院 60 日をもって限度とする。

(1) 加入者が同一の不慮の事故により、2回以上入院した場合には入院日数を通算60日として入院給付金が支払われます。異なる不慮の事故を直接の原因として2回以上入院した場合には、そのつど入院給付金が支払われます。

(ガン入院一時金)

第18条 加入者が効力発生日以後の期間中に診断確定された悪性新生物を直接の原因とし、1日以上入院した時はガン入院一時金を受取人に支払う。

ただし、ガン入院一時金の支払いは起算して1保険期間1回をもって限度とする

(6大生活習慣病入院一時金)

第19条 加入者が効力発生日以後の期間中に診断確定された6大生活習慣病(糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患、肝硬変、慢性腎不全)を直接の原因とし、1日以上入院したときは6大生活習慣病一時金を受取人に支払う。

ただし6大生活習慣病一時金の支払いは起算して1保険期間1回をもって限度とする。

(ガン先進医療一時金)

第20条 加入者が効力発生以後の期間中にガンを直接の原因とした先進医療技術を用いた療養を受けたときは、ガン先進医療一時金を受取人に支払う。

(保険金・給付金の請求手続)

第21条 加入者に保険金・給付金請求の事由が発生したときは、商工会議所に備えつけの必要書類により、商工会議所を通じ30日以内に請求して下さい。保険金・給付金は特別の事項がない限り、書類が到着してからすみやかに商工会議所を通じて受取人に支払われる。

(保険金・給付金請求に必要な書類)

第19条 第5条第4項までに該当する場合は、委託保険会社が定める所定用紙にて、請求をおこなうものとする。

(会議所独自の給付金制度請求に必要な書類)

第20条 商工会議所が別途に定める所定用紙にて請求をおこなうものとする。

(保険金・給付金が支払われない場合)

第21条 次の場合は保険金・給付金の支払いは受けられません。

(1) 病気死亡保険金が支払われない場合。

- ① 加入者が加入日から一年未満で自殺したとき。
- ② 保険契約者・保険受取人の故意によるとき。

- ③ 保険契約者または加入者の故意または重大な過失により、事実を告げなかったり不実のことを告げたとき。
  - ④ 戦争その他変乱によるとき。
  - ⑤ 加入者の故意により高度障害状態になったとき。
- (2) 死亡保険金が支払われない場合
- ① 保険契約者または加入者の故意または重大な過失により、事実を告げなかったり不実のことを告げたとき。
- (3) 災害保険金、災害入院給付金が支払われない場合。
- ① 保険契約者または加入者の故意または重大な過失によるとき。
  - ② 災害保険金受取人の故意または重大な過失によるとき。(ただし、災害保険金についてのみ)
  - ③ 加入者の犯罪行為によるとき。
  - ④ 加入者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故によるとき。
  - ⑤ 加入者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき。
  - ⑥ 加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき。
  - ⑦ 地震、噴火または津波によるとき。
  - ⑧ 戦争その他の変乱によるとき。

(保険約款の準用)

第 22 条 この規約に別段の定めのない事項についてはアクサ生命保険株式会社の入院給付金付災害割増特約・ガン保険死亡特約付福祉団体定期保険の規定を準用します。

(規約の変更)

第 23 条 この規約は社会情勢、経済情勢に著しい変化があった場合には、玉野商工会議所と本規約第 2 条で定める生命保険会社との協議の上変更することがあります。

附 則

- 1. この規則は平成 20 年 10 月 1 日より施行する。